

令和4年度京都広報賞実施要綱

- 1 主 催** 京都府広報協議会・京都府
- 2 目 的** 会員（市町村、組合、団体）の広報・広聴行政の発展、向上を図る。
- 3 表 彰**

(1) 広報紙ほか各部門

《広報紙の部》

- ①対 象 令和4年1月から令和4年12月までに会員が発行した広報紙を対象とする。ただし、12月9日までに広報紙を事務局あてに送付できる場合に限る。全戸配布を目的に年に4回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌及び有料販売のものを除く。
- ②賞
- ・知事賞 2（市の部、町村の部）
 - ・会長賞 2（知事賞に同じ）
 - ・特別賞（該当のある場合）
- ③応募方法 封筒に「京都広報賞（広報紙）参加作品」と朱書きし、応募作品を5部、参考用として前年・前前年同月発行の広報紙各3部を事務局あて送付すること。
- 企画・編集意図及びレイアウト・文章・見出し・写真など特に工夫した点等を付記した調査票様式1を添付すること。
- ④応募数 1点
- ⑤選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考する。
- ⑥審査の基準 次の各項目を通して、総合的に優秀な作品を選考する。
- (ア) 企 画
- (a) 広報意図が十分表現されているか。
 - (b) 施策を住民の側に立ってタイミングよく広報しているか。
 - (c) いわゆる「住民の登場」に配慮し、住民に親しまれ、役立つ内容を広報しているか。
 - (d) 議会や予算、決算などの内容を積極的に広報しているか。
- (イ) 編 集
- (a) 読む意欲がわくようにレイアウトされているか。
 - (b) 見出しの表現、字数、大きさは適切であるか。

(c) 写真、イラストなどが積極的に扱われているか。

(ウ) 文 章

(a) 住民に訴えようとする主題が一読して理解できるか。

(b) できるだけ短い文章で、わかりやすく書かれているか。

(c) 漢字、送りがな、句読点等が正しく使われているか。

(エ) 写 真

(a) 広報内容にマッチした写真であり、訴えようとする意図が的確に表現されているか。

(b) トリミングや写真技術は適切か。

《写真の部》

①対 象 令和4年1月から令和4年12月までに会員が広報紙に掲載した写真を対象とする。ただし、12月9日までに広報紙を事務局あてに送付できる場合に限る。(写真現物でなく、写真が掲載された広報紙自体が対象) プロのカメラマン等が撮影したものは審査対象としない。

②賞 一枚写真の部、組み写真の部ごとに知事賞 1、会長賞 1

③応募方法 封筒に「京都広報賞(写真)参加作品」と朱書し、写真の掲載された広報紙5部と作品参考用として写真現物2部(サイズ自由・該当個所明示)を事務局あて送付すること。

撮影意図等を付記した調査票様式2を添付すること。

(ア) 一枚写真の部

広報紙の表紙および記事の中頁にて、写真一枚で表現しているものが対象。

(イ) 組み写真の部

広報紙の記事中1頁または見開き頁にて、複数の写真で表現しているものが対象。

④応募数 一枚写真、組み写真併せて2点まで応募可。

(例)「一枚写真1点・組み写真1点」「組み写真2点のみ」等

ただし、「一枚写真1点・組み写真1点」の場合は同じテーマでのエントリーは除く

⑤選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考

⑥審査の基準

(ア) 広報意図が十分表現されているか。

(イ) 広報目的にふさわしい情景をとらえているか。

(ウ) 撮影技術は適切か。

(エ) トリミング、レイアウトは適切か。

《映像の部》

- ①対 象 令和4年1月から令和4年12月までに作成された市町村広報映像。ただし、12月9日までにデータを事務局あてに送付できる場合に限る。概ね30分以内の映像作品とする。
- ②賞 委託制作の部と自主制作の部ごとに知事賞 1、会長賞 1
- ③応募方法 MP4データまたは動画のURLを事務局あてメールすること。
主な内容、制作意図、放映方法（放送局、端末機、貸出用）等を付記した調査票様式3を添付すること。
データでの提出が困難な場合のみ、DVDで提出することとする。
DVDで提出する場合、封筒に「京都広報賞（映像）参加作品」と朱書きし、DVD2枚を事務局あて送付すること。
記録メディアはDVD-Rとし、記録方式はDVDビデオ形式（一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生できるもの）とし、必ずファイナライズ（他のDVD再生専用機器でも見ることができる）処理をすること。
また、コピーガードがかかってないものとする。
必ずDVD再生機器で再生できる状態にすること。
- (ア) 委託制作の部
動画制作の過程で一部でも外部業者に委託して制作したものが対象。
- (イ) 自主制作の部
すべて自主制作したものが対象。（※専門家からアドバイスをもらった場合でも、実働が職員であれば自主制作と判断する）
- ④応募数 委託制作、自主制作併せて2点まで応募可。
（例）「委託制作1点・自主制作1点」「委託制作2点のみ」等
ただし、「委託制作1点・自主制作1点」の場合は同じテーマでのエントリーは除く
- ⑤選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考。
- ⑥審査の基準
- (ア) 広報目的にふさわしい企画であるか。
 - (イ) 広報テーマに基づき意図を適切に構成、表現しているか。
 - (ウ) 映像、音声、コメントなど編集の技術が活用されているか。
 - (エ) BGM、スーパーなど多彩な取組がされているか。

(2) 広報功労者

- ①対象 次のいずれの基準にも該当する職員
- (ア) 広報・広聴実務に7年以上従事し、かつ職員として10年以上在職した者（令和4年12月31日現在）
 - (イ) 常に、主として広報・広聴業務に研究的態度で従事し、その実務を通じて行政広報・広聴の発展、向上に貢献した功績が顕著な者
 - (ウ) 過去に広報功労者表彰を受賞したことがない者
- ②賞 会長賞
- ③被表彰者の推薦
- 各団体は別紙推薦調書により該当者を推薦すること。
推薦調書は各地区の幹事を通じて事務局あて送付すること。
- ④選考 各地区幹事を通じて推薦された候補者について幹事会で審査し、決定する。

(3) 優良団体

- ①対象 広報・広聴を積極的に進め、全国広報コンクールで優秀な成績を収めるなど他の団体の模範となる団体
- ②賞 知事賞
- ③選考 必要に応じて幹事会で選考する。

4 その他

- (1) 表彰式は、令和4年度京都府広報広聴研究大会で行う。
- (2) 広報紙ほか各部門の選考に当たっては、応募内容により該当なしとすることがある。
- (3) 広報紙、写真の部では原則として知事賞を受けた作品を全国広報コンクールに京都府代表として推薦する。映像の部では原則として、委託制作の部と自主制作の知事賞から専門の審査委員が推薦する作品を選定する（推薦団体は、社団法人日本広報協会の会員であることが条件）。